

平成14年 雇 用 保 険 法
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 10〕 α 社の事業内容等は次のとおりである。

α 社に係る平成 14 年度概算保険料の延納の仕方として適切なものはどれか。

【 α 社】 (1) 継続事業

(2) 平成 14 年度の概算保険料：428,000 円

(3) 労働保険の保険関係の成立年月日：平成 14 年 6 月 15 日

- A 延納の申請を行った上で、最初の期分 142,668 円を 7 月 31 日までに、第 2 の期分 142,666 円を 8 月 31 日までに、第 3 の期分 142,666 円を 11 月 30 日までに申告納付。
- B 延納の申請を行った上で、最初の期分 142,668 円を 8 月 4 日までに、第 2 の期分 142,666 円を 8 月 31 日までに、第 3 の期分 142,666 円を 11 月 30 日までに申告納付。
- C 延納の申請を行った上で、最初の期分 285,334 円を 8 月 31 日までに、次の期分 142,666 円を 11 月 30 日までに申告納付。
- D 延納の申請を行った上で、最初の期分 214,000 円を 8 月 4 日までに、次の期分 214,000 円を 11 月 30 日までに申告納付。
- E 延納の申請を行った上で、最初の期分 214,000 円を 8 月 31 日までに、次の期分 214,000 円を 11 月 30 日までに申告納付。